会　議　録	令和８年６月30日作成	令和12年３月末日廃棄

会議名	京都府綾部警察署協議会（令和８年度第１回）
開催日	令和８年６月26日（金曜日）
時　間	午後１時25分から午後２時37分までの間（72分）
場　所	京都府綾部警察署　講堂
出席者	玉川会長、上原委員、真下委員、小池委員、林委員 （欠席　上原副会長、藤田委員）　計５人 --- 署長、副署長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、 警備課長、広聴・相談係長　計９人
諮　問 事　項	自転車総合対策について
会　議 内　容	1　会長挨拶　司会　副署長 2　署長挨拶 3　協議　司会　会長 4　諮問事項説明 自転車総合対策について～交通課長 【委員】署長の方針で小学校、中学校、高校などで交通安全教室などを実施しているとお聞きした。長い時間をかけて指導しないと浸透しないと思われる。 オートバイのヘルメットの着用やシートベルトの着用など昔は義務ではなかったものも、現在では当たり前となっている。習慣化されないと着用されないので、引き続き指導をお願いしたい。また、自転車の取締りをどんどんしていただきたい。誰々が取締りを受けたらしいというような噂が流れれば、注意するようになると思う。飴と鞭を使って指導していただきたい。 【警察】引き続き指導取締りを行っていく。 【委員】綾部市内では、自転車のヘルメットの着用が増えていると思われる。しかし、町中では一旦停止など交通ルールの遵守や理解ができていないと思われる。小、中、高校でやっているように、現場で実践的な指導を実施していただきたい。 【警察】引き続き、交通安全教育や啓発活動、指導取締りを行っていく。 【委員】綾部市内では、子供の自転車運転中の交通事故が多いと聞いている。高齢者が関係する事故の発生状況を伺いたい。

会　議 内　容	【警察】改めて高齢者に関する事故を調査し、後日回答させていただく。 【委員】綾部市内は、他の市と比べて自転車のヘルメットの着用率が高いと思われる。最近では技能実習生の方も自転車のヘルメットを着用しているのをよく見かける。 　また、路側帯が３種類あるとお聞きした。設置するための地理的な条件を伺いたい。加えて、歩行者用路側帯等の設置権限はどこになるのか伺いたい。 【警察】規制の権限は、京都府公安委員会となる。詳細については、交通規制課に確認し、後日回答させていただく。 【委員】９月１日から60㎞/h規制の道路が30㎞/h規制に改正になるとお聞きした。ゾーン30になるということか。 【警察】今回の生活道路における自動車の法定速度引下げの法令改正については、中央線や車両通行帯が設置されていない生活道路が対象となり、路線ごとになる。ゾーン30は、同じように生活道路が対象となるが、こちらは区域を設定してその区域内の道路が30㎞/h規制となる。小学校などの周辺に設定されていることが多いが、周辺以外でも設定可能である。 ５　事務連絡 令和８年度第２回綾部警察署協議会は、令和８年９月中旬に実施予定とする。 以上

第１回京都府綾部警察署協議会の開催状況



